

飛驒市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等  
監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年11月13日

飛驒市代表監査委員 福田 幸博



# 令和元年度財政援助団体等監査（出資団体監査）報告書

## 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（出資団体監査）
- 2 監査実施日 令和元年11月6日（水）
- 3 監査対象 地域交流センター 船津座  
商工観光部商工課（出資に関する事務の所管）
- 4 監査の対象とした事項及び範囲  
出納その他の事務  
平成30年度 事業報告及び決算に関する事項  
令和元年度 事業計画及び予算に関する事項

## 5 監査の着眼点

### (1) 出資団体関係

#### ア 事前提出資料

- ① 定款
- ② 組織図及び名簿
- ③ 団体に関する事業概要書
- ④ 平成30年度 事業計画書、予算書、決算書、事業報告書、監査報告書
- ⑤ 令和元年度 事業計画書、予算書
- ⑥ その他財務事務の執行にかかる書類、帳簿

（総勘定元帳、契約書類、支払明細、稟議書、財務諸表など）

- イ 定款等諸規定は整備されているか。
- ウ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- オ 経営成績及び財政状態は良好か。
- カ 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。
- キ 関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ク 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- ケ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。

(2) 所管部局関係

ア 事前提出資料

- ① 出資の決定にかかる決裁文書
- ② 支出関係書類
- ③ 法人から提出された総会、理事会等書類、報告書等
- ④ その他、法人にかかる書類

イ 出資目的及び出資金額等は妥当か。

ウ 協定書に基づき、決算書類等の確認は適正にされているか。

6 監査の方法

あらかじめ指定した資料及び関係書類等の提出を求め、支出された公金が目的どおり適正に運用されているかどうか、代表取締役ほか担当職員から説明を求める等の方法により実施した。

また、所管課についても補助金に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類に基づき、担当職員から説明を求め監査を実施した。

第2 補助金の状況

市からの補助金は、20,000,000円が指定管理料としてHIP 有限会社へ交付決定され、人件費、管理費、設備保全費、事務費等、施設管理業務のために充てられている。

(単位：円)

収 入	項 目	平成29年度	平成30年度
	指定管理料	20,100,000	20,000,000
利用料金	3,273,232	3,327,234	
純売上高	37,864,547	37,358,934	
合 計	61,237,779	60,686,168	

支 出	項 目	平成29年度	平成30年度
	売上原価	26,160,025	24,589,203
人件費	16,849,405	16,336,909	
管理費	9,682,297	10,443,537	
運営費	3,168,964	3,521,356	
その他	2,918,300	4,232,060	
合 計	58,778,991	59,123,065	

## 2 設立目的

地域住民の自主的活動及び相互の交流できる場であるという設置目的に基づき、管理運営を行うこと。

## 第3 監査の結果

監査の対象とした出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽易な事項については、その都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については、次のとおりであるので検討されたい。

### (1) 指摘事項

地域交流センター 船津座	特になし
商工観光部商工課	特になし

### (2) 検討事項

地域交流センター船津座は、市民の賑わいの創設の場として、様々な方々の活動集積場として利用されている。飛騨市の指定管理者制度に基づき管理運営を行っている HIP 有限会社に対して、他団体（特に船津座実行委員会）及び所管課との連携を密にする必要がある。

当該施設が目的に沿った運営ができるような指導、提案等の検討が必要である。

### (3) 意見、要望事項

#### ①地域交流センター船津座

監査の結果、地域交流センター船津座の事業運営は、出納その他の事務処理について概ね適正であった。地域市民の拠所としての施設管理運営を念頭にした地元業者との協力や、経費節減等の努力もうかがうことができた。

指定管理者である HIP 有限会社の定款目的に、「公共施設の維持管理に関する業務」と入れることが望ましい。

空調設備保守点検について、今後施設の老朽化による故障等が発生すると思われるため、適切な保守点検をお願いしたい。

人手不足や、人口の高齢化による施設利用率が懸念されるが、地域市民が楽しめる拠所の中心施設として、今後とも市との協議や各団体との連携を図り、貢献していただくことをお願いし、更なる効果的な取り組みを期待する。

②商工観光部商工課（所管課）

地域交流センター船津座との指定管理者業務仕様書について、「自主事業に要する経費には、市が支払う指定管理者委託料をあてることができない。」と今年度よりあるが、業務報告書について。また、「現管理者が実施している自主事業について、同等以上の内容で実施することを必須事項とします。」との内容についての確認と指導をお願いする。仕様書は誰にでもわかりやすいものでなければならないものである。

また、収支計画書について、今後5年間の数字が全く同じということは、人口減少や、事業努力による計画が全く見えてこないため、指定管理者に何をすればいいかの提案や指導に十分努められたい。

引き続き、透明性の確保や市民への説明責任の観点から、出資の目的に沿った効果的な事業が実施されているかなど、経営状況にも留意しながら、事業運営を後押しし、重ねて今後も所管部としての支援、指導をお願いする。